



平成20年4月21日

各位

会社名 株式会社レイ
代表者名 代表取締役社長 分部 日出男
(JASDAQ・コード4317)
問合せ先 管理部長 渡辺 高光
電話 03-5792-7428

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年4月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年5月27日開催予定の当社第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、第27期（平成20年2月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、これに対応するため、所要の変更対応をするものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴い、条数の繰り下げをおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年5月27日
定款変更の効力発生日 平成20年5月27日

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会計監査人を置く。</u> <u>(選任方法)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によっ</u> <u>て選任する。</u> <u>(任期)</u></p> <p><u>第40条 会計監査人の任期は、選任後 1年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終のも</u> <u>のに関する定時株主総会の終結の時</u> <u>までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会に</u> <u>おいて別段の決議がなされなかった</u> <u>ときは、当該定時株主総会において再</u> <u>任されたものとする。</u></p>
現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>第 6 章 計 算</u> (事業年度)</p> <p><u>第38条 当社の事業年度は、毎年 3月 1日 から翌</u> <u>年 2月 末日までとする。</u> (期末配当金)</p> <p><u>第39条 当社は株主総会の決議によって毎年2月</u> <u>末日の最終の株主名簿に記載又は記録され</u> <u>た株主又は登録株式質権者に対し金銭によ</u> <u>る剰余金の配当 (以下「期末配当金」とい</u> <u>う。)を支払う。</u> (中間配当金)</p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年</u> <u>8月 31日の最終の株主名簿に記載または記</u> <u>録された株主又は登録株式質権者に対し、</u> <u>会社法第454条第 5項に定める剰余金の配</u> <u>当 (以下「中間配当金」という。)をする</u> <u>ことができる。</u> (期末配当金等の除斥期間等)</p> <p><u>第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の</u> <u>日から満 3年を経過しても受領されない</u> <u>ときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息</u> <u>を付けない。</u></p>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が</u> <u>監査役の同意を得て定める。</u> <u>第 7 章 計 算</u> (事業年度)</p> <p><u>第42条 (現行通り)</u> (期末配当金)</p> <p><u>第43条 (現行通り)</u> (中間配当金)</p> <p><u>第44条 (現行通り)</u> (期末配当金等の除斥期間等)</p> <p><u>第45条 (現行通り)</u></p> <p><u>2. (現行通り)</u></p>